

富山県内企業と副業・兼業人材の交流会事業業務仕様書

1 事業名

富山県内企業と副業・兼業人材の交流会

2 事業目的

富山県内企業（以下「県内企業」という。）が自社の抱える経営課題を解決する際の一助となるよう、副業・兼業を含む多様な形態で首都圏等の高度な専門スキルを持つプロフェッショナル人材の活用を推進する必要がある。

しかし、県内企業では、副業・兼業人材の利用経験がない、もしくは利用経験はあるがうまく活用できない企業が多く、そのような企業の支援が必要である。

このため、県内企業と首都圏等の企業で本業を有し副業・兼業を希望する中核人材（以下「副業・兼業人材」という。）とのマッチングの促進を図る交流会を開催する。

3 事業成果目標

- (1) 副業・兼業人材の利用経験がない県内企業が副業・兼業人材の活用を考える場になったと感じられること。
- (2) 副業・兼業人材の利用経験はあるが、活用方法に悩む県内企業が、今後の副業・兼業人材の活用に参考になったと感じられること。
- (3) 副業・兼業人材との意見交換会に参加した県内企業が自社の抱える経営課題の解決が図られたと感じられること。

※交流会実施後に参加者アンケートを実施し、交流会に参加した県内企業の満足度を測定する。

4 委託事業内容

自社の抱える経営課題を解決したい県内企業と、副業・兼業人材とのマッチングの促進を図る交流会を開催する。

(1) 交流会の開催

ア 事業概要

(ア) 開催回数

上記3の目標を達成するために受託者が必要と考える回数（3回程度）

(イ) 開催時期

参加する県内企業（以下、「参加企業」という。）及び副業・兼業人材にとって最適な時期とする。

なお、開催時期は富山県商工労働部多様な人材活躍推進室人材確保推進課（以下「県」という。）及び富山県人材活躍推進センター（以下「委託者」という。）と協議のうえ決定する。

（例）1回目：令和8年7月、2回目：令和8年10月、
3回目：令和9年1月

(ウ) 所要時間及び開催時刻

参加企業及び副業・兼業人材にとって最適な所要時間及び開始時刻とする。

(例) 所要時間：2 時間程度、開始時刻：午後 5 時以降

(エ) 開催方法

参加企業及び副業・兼業人材にとって最適な開催方法とする。

なお、開催方法は、県及び委託者と協議のうえ決定する。

(オ) 内容

参加企業と事前選考した副業・兼業人材との意見交換の場とする。

なお、事前に参加企業から副業・兼業人材に対する質問事項等及び副業・兼業人材から参加企業に対する質問事項等を聴取しておくなど、交流会で具体的な話ができるように工夫する。

(カ) 参加者数

- ・ 参加企業：25 社程度

※参加企業の確保は県及び委託者が行うものとする。

- ・ 副業・兼業人材：参加企業毎に 5 名程度（延べ 125 名程度）

イ 企画・運営

(ア) 全体

- a 交流会の全体企画、運営及び管理を行う。
- b 交流会開催に必要な準備、手配等の業務を行う。
- c 司会・講師の手配、議事概要の作成を行う。
- d 参加企業及び副業・兼業人材に対する案内状等の作成・送付、事前連絡調整等を行う。
- e 会場、装飾、必要となる備品（プロジェクター、立札等）等の手配を行う。
- f 特設ホームページを作成し、イベント情報等の発信や副業・兼業人材の参加応募受付を行う。
- g 参加企業ごとに交流の場を設置及びファシリテーターを配置し、交流の場の司会・進行をする。

(イ) 副業・兼業人材の募集及び参加企業による事前選考の支援

- a 交流会に参加する副業・兼業人材の候補者を確保する。
- b 交流会の開催前に参加企業が行う副業・兼業人材に対する事前選考を支援する。

(ウ) 参加企業の経営課題・人材要件の明確化及び特設ホームページへの掲載

- a 参加企業（県及び委託者が募集）に対し、委託者と連携して個別ヒアリング等を行い、参加企業の経営課題を整理し、求める人材の要件を明確にする。
- b a で明確にした要件を開催前に特設ホームページに掲載し、副業・兼業人材の参加を募る。

なお、掲載内容は、県及び委託者と事前協議する。

(エ) 参加者アンケートの集計及び効果測定の実施

各回終了後、速やかに全参加者（参加県内企業、副業・兼業人材）にアンケート調査を実施し、1か月以内にアンケート調査の集計及び効果測定・分析結果を委託者に報告する。

なお、調査項目や手法及び効果測定・分析は、事前に県及び委託者と協議する。

(オ) 不測の事態に備えた対応

交流会開催時に不測の事態（システムトラブルなど）が発生し、開催の継続が困難となった場合等に備え、事前に対応を準備しておく。

(2) 交流会の広告

ア マスメディアや複数の人材紹介事業者等と連携し、副業・兼業人材に対し、県内企業において副業・兼業で活躍する魅力をアピールする広告を行う。

イ 県内企業の参加募集のための広告媒体を作成する。

ウ 各回終了後、広告媒体ごとに実際の参加応募者数等の効果測定・分析を行う。

※ 効果測定・分析内容は、事前に県及び委託者と協議する。

エ その他、交流会のプロモーションに有効な広告を県及び委託者と協議のうえ行う。

5 事業報告書

事業完了後、下記事項について事業報告書を作成し（紙媒体2部、電子媒体）、6の履行期限までに、委託者へ提出する。

(1) 交流会の開催

- ・ 事業の概要
- ・ 交流会の開催状況（写真画像を含む）
- ・ 事業の効果測定結果・分析
- ・ その他必要な事項は、委託者と受託者がその都度協議し決定する。

(2) 交流会の広告

- ・ 広告掲載した媒体情報
- ・ 広告した年月日及び交流会の開催状況（写真画像を含む）等
- ・ 事業の効果測定結果・分析
- ・ その他必要な事項は、委託者と受託者がその都度協議し決定する。

6 履行期限

令和9年3月26日（金）まで

7 その他

- (1) 参加企業が副業・兼業人材とマッチングした場合、富山県副業・兼業人材活用促進事業費補助金の活用を勧奨する。
- (2) 本事業に関する事項は、機密を厳守し、他に漏らしたり、利用したりしてはならない。

- (3) 本事業で取扱う個人情報の管理は、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、適切に行う。
- (4) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 事業履行の成果から生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、富山県に帰属するものとする。
- (6) 受託者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (7) 受託内容に疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議の上、その指示に従って進める。
- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、委託者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。
- (9) 本事業の窓口は富山県プロフェッショナル人材戦略本部（富山県人材活躍推進センター内）とする。

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条第5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

乙は、委託事務を処理するために個人情報等を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 個人情報等に関する秘密の保持

乙は、委託事務を処理する上で知り得た個人情報等に関する秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 派遣労働者等の利用時の措置

- 1 乙は、委託事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第7 再委託

- 1 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に再委託する場合、事前に甲の記録に残る方法による承認を得るとともに、本特記事項に定める、甲が乙に求めた個人情報等の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 3 1、2の内容は、承認を得た再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。

第8 従事者への周知及び監督

- 1 乙は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 乙は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第9 複写又は複製の禁止

乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第10 資料等の返還及び廃棄

- 1 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡された個人情報等が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、委託事務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が自ら作成し、若しくは取得した個人情報等が記録された資料等（前記1の規定により甲に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第11 取扱状況の報告及び調査

甲は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報等の取扱状況を乙に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第12 指示

甲は、乙が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報等について、その取扱いが不適正と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙はその指示に従わなければならない。

第13 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第14 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報等の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由

による場合においては、その損害のために生じた経費は、甲が負担するものとする。

第15 名称等の公表

甲は、乙がこの契約に違反し、個人情報等の不適正な取扱いを行った場合において、事前に乙から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、乙の名称、所在地及びその個人情報等の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報等を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報等の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。